



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-29325 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

第04号

## 第二次原告2名が堂々の陳述

次回第4回口頭弁論は9月25日(水) / 14:30～

### ❖ 6月26日、第3回口頭弁論

6月26日(水)、「即位・大嘗祭違憲訴訟」の第3回口頭弁論(損害賠償請求部分)が、いつもの東京地裁103号法廷で開かれました。今回の弁論から、今年の3月31日(日)に提訴した第二次訴訟と併合され、今後は合わせて318名の原告団で、訴訟が闘われることになりました。

今回の弁論では、二次原告から古郝荘八さんと村上正樹さんのお2人が意見陳述をしました。主権在民の原則の立場に立って、堂々と天皇制の儀式を批判する陳述に、法廷からは大きな拍手がわき起こりました(陳述内容は別掲)。

弁護団からは実際に行われてしまった「剣璽等承継の儀」と「斎田点定の儀」について、その違憲性をたゞす準備書面が陳述されました。

まず前者儀式については、「現皇室典範には、旧皇室典範・登極令と異なり、踐祚式概念は存在せず、したがって、剣璽等承継の儀(あるいは剣璽渡御の儀)といった踐祚式における各儀式に関する定めもない。天皇徳仁の国事行為として執り行われた本件承継の儀は何ら法的根拠はない」ということを前提に、実際の儀式内容を検討しました。そして、三種の神器を受け渡す儀式であるというその宗教性にももかかわらず、「国事行為」として位置づけられ、宮内庁という国の機関に属する公務員が儀式を行っていることを問題にしました。

また後者儀式については「斎田点定の儀が呪術的な宗教儀式であること」をその儀式内容から明らかにし、「全国を象徴する悠紀・主基両国からの食物献饌による国民の恭順のしるしと、天皇がそれを食することによって、支配者たることを確認する祭儀」であり、主権在民の原理に反するものであると明確に指摘しました。

### ❖ 国側の不誠実な対応

さて、国側の対応ですが、一貫して不誠実な対応を崩し

ません。この日の法廷でも、次回期日を入れる際、この日は都合が悪い、「差し支え」と繰り返し、11月頃なら……という態度。これに対し、原告側代理人が、儀式が終わるまで裁判を引きのばそうというつもりかと一喝。裁判所も一応これに同意し、被告側代理人に早期の日程調整を促した結果、9月25日(水)14時30分から第4回口頭弁論が開かれることになりました。

法廷に先立ち、国側は前回原告側が出した求釈明に答える準備書面を送ってきました。しかしその内容は、原告側代理人が問題としている「皇族」の法的地位などについて、なんら答えるものではありませんでした。法廷を双方の主張を闘わせる場としようという原告側代理人の主張から逃げ続けています。

### ❖ 第二次訴訟についても差し止め請求を却下!

第二次訴訟についても、第一次同様に、差し止め請求分と損害賠償請求分とを恣意的に分離し、異なる部に係属させられてしまいましたが、東京地裁民事第3部(古田孝夫裁判長)は、やはり一度も口頭弁論を開かないままに、6月28日付で差し止め請求部分の却下の判決を下しました。原告団・弁護団は7月16日に控訴を申し立てています。

ともあれ、9月25日(水)に開かれる第4回口頭弁論には、ぜひとも多くの方が傍聴に駆けつけて下さることを、あらためて強く呼びかけます。

### 第4回口頭弁論

2019年9月25日(水)14時30分～

東京地方裁判所103号法廷(地下鉄霞ヶ関駅下車)  
終了後、弁護士会館にて報告集会(予定)

\*傍聴券抽選が30分前頃にあると思われます。積極的な傍聴支援をお願いいたします。

## 原告意見陳述

古邨 荘八

この裁判の原告の一人として、また日本国の主権者の一人として、日本国憲法の制定権を持つ者の一人として、日本基督教団というプロテスタント教会に属する一人のキリスト者として、意見を述べさせていただきます。

主権者と言いますのは、憲法第1条にのっとっていることです。

かつての大日本憲法においては、国民は「主権者」ではなく、「臣民」でした。そして、「天皇」は、「主権者」であるという説と「機関」であるという説がありました。しかし、今は「主権者」ではなく「機関」でもなく、「象徴」です。そして、日本国憲法の三大原則は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重とされています。「象徴天皇制」は三大原則に入っておりません。

時に、日本は「立憲君主制」の国だと言われることがあります。憲法第一条にあるように、主権者は国民であり、天皇の地位は、国民の総意に基くものです。これは、場合によれば、主権者の総意により、「天皇制」を廃止することも可能だということでしょう。「立憲君主国」とは言えないでしょう。今の時点で、「天皇制」を廃止しようという人たちは少数者でしょうが、今の憲法でも「主権が国民にある」ことは明記してあるのですから、主権者の一人として、国民は天皇のもとにあるのではない、ということ、ここで強調したいと思います。

と言いますが、30年前に行われました「即位の礼」では、当時の海部俊樹首相が、高御座という宗教儀式に使う高台の上になつている「天皇」に向かって、下から万歳三唱を唱えたことを覚えているからです。これは、私の「主権者」としての誇りをふみにじるものでした。そして、その場には行政の長だけでなく、立法府の長、司法の長もいました。この人たちは、それぞれの立場で、主権者たる国民を代表する人たちでした。

聞くところによれば、今も毎年、新嘗祭の時に、三権の長が列席していると聞いています。これは、「主権在民」「基本的人権の尊重」の精神に背くものではないでしょうか。新嘗祭が、皇室の神道式の祭であることはこれを否定できないでしょう。このように、かつて大日本帝国憲法時代、いや明治維新にさかのぼる「国家神道」の色彩を濃厚に残している今の「皇室神道」に三権の長が参加するというのは、憲法第20条・第89条に抵触するものではないでしょうか。「皇室神道」が天皇家の「私的」

なものであるというなら、三権の長がなぜ、列席するのでしょうか。首相も、衆参の議長も、最高裁長官も、大日本帝国憲法でいう「臣民」ではないのです。それをあたかも「臣民」の代表のようにして、そのような皇室の私的な行事に参加するというのは、もっての外ではないでしょうか。

今回もまた、「大嘗祭」を公的な行事として行なうということですが、大嘗祭をするなら、あくまで私的な行事として行なうべきものでありましょう。

私が、このようなことを言いますのは、大日本帝国憲法のもとで行われていたことが、反省もなく、再び行われつつあるからです。大日本帝国憲法第28条においては「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあり、限界付きの自由でした。しかし、限定付きの自由は自由ではありません。そして、近代憲法において「信教の自由」は、基本的に「国教からの自由」です。アメリカ合衆国憲法修正第1条は、「国教を認めない」ことを明記しています。

それが、制度的保障論の名のもとに、国家神道という宗教が、ふたたび国教になろうとしている。裁判所がそれを認めようとしている。かつて日本がアメリカと戦争をはじめた次の年に、わたしたち日本基督教団の6部と9部の人たちが何十名と逮捕され、敗戦までに獄の中で死んだ人たちがいます。そして、しばしば、クリスチャンに向かって問われたのは「天皇とキリストのどちらがエライか」という問でした。事実上、信教の自由は保障されていませんでした。踏絵のかわりに、そのような質問がされていたのです。

戦後、皇室神道は、軍隊と切り離され、靖国神社も国営ではなくなりました。しかし、大日本帝国憲法の精神は、まだ日本国民の心の最深部に残り続けています。ですから、「社会通念」「社会儀礼」と称されるものも、国家神道の流れを汲んだものが多く残っているのです。

さきの大戦で、天皇の軍隊は、2000万人以上のアジア諸国の人々を殺し、日本国民は320万人もの方が命を落としたとされています。その犠牲の上に成り立っている日本国憲法です。それだからこそ、日本国憲法は、天皇は「国事行為」のみをするように規定されています。それが、年を追うごとに、「公的行為」の数が増え、ついには、憲法9条をかえて、公然と戦争できるようにしようという動きさえあります。先の大戦で、天皇制軍事国家日本によって命を失った、2000万を越える人々の死を無駄にしないように、裁判所は、委ねられた違憲立法審査権を、行政を恐れなくて、厳正に用いることを、主権者の一人として、裁判所の方々に特にお願いして、意見陳述を終えます。

## 村上正樹

私が最初に天皇制に明確な疑問を持ったのは、10代の頃、昭和天皇である裕仁が死ぬ時でした。世の中は自粛自粛の騒ぎで、人気テレビ番組『笑っていいとも!』が新聞のラテ欄では『友達の輪スペシャル』と書かれているのを見て、大きな違和感を持ったのをはっきりと覚えています。そこには、明らかに天皇に対する忤度がはたらいていました。「人間に上下は無く、職業に貴賤は無い」と教育を受け、日本国憲法の三原則を「主権在民、基本的人権の尊重、平和主義」とであると学べば、この様な状況に対し「間違っている」と考えるのはごく自然な事です。

その後、天皇制に疑問を持ったり、反対する友人達と出会い、天皇制の廃止を社会に訴える活動を行っています。その中で様々な事を学び、また自身で考察を深めてきました。

しばしば、「天皇の存在は憲法に記されているので廃止する事は出来ない」という言い方を聞きますが、果たしてそうでしょうか。そもそも、天皇の存在は先述した憲法の三原則と矛盾しており、憲法の理念上、その存在が誤りである事に疑問の余地はありません。また、憲法第一条には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とありますが、直近の毎日新聞の世論調査では7パーセントの人が天皇制の廃止を求めています。この数値は議会政党である日本共産党の支持率や、一般的にマイノリティと言われる人々の割合よりも多い値です。つまり、現在、天皇の存在は「主権の存する日本国民の総意に基」ついていません。「国家の象徴」である事については、象徴が無い事について特に定めがないので、無くしても何ら問題が無いのは明らかです。理念の上でも条文の上でも誤りである天皇制は即刻廃止されるべきです。

また、その様な立場であるにも関わらず、所謂「公的行為」を勝手に増やし、私達の税金を浪費し続けた前天皇の明仁、前皇后の美智子、そしてそれを継承する現天皇の徳仁、現皇后の雅子、ほか皇族達の悪辣さは、いくら指摘しても足りません。

2016年8月8日に、前天皇である明仁により所謂「おことば」が発表されました。その内容は天皇自身による退位の表明と、天皇制の存続を「国民」に命じるものでした。これは天皇が禁じられている政治的行為であるのは、その後、国会において「おことば」を受けた形で、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が成立してしまっ

た事でも明らかです。差別的であり、自由を求める人々を弾圧し、この国がおこしている、そしておこし続けている侵略と戦争について責任を負う地位に居続ける天皇という存在の継続を、違憲である越権行為により命じるという、明仁の、人民を愚弄する振る舞いに怒った私達は、デモを企画しました。デモは、2016年11月20日に東京都の吉祥寺駅周辺で行いました。

デモが出発し公園を出た途端、デモ隊は右翼の攻撃にさらされました。40枚近くあったメッセージボードやプラカードは1枚を残して奪われ、7メートルほどの大横断幕も奪われ引きちぎられました。参加者が持って来た旗やポール、4台のトランジスタメガホンが奪われ破壊されました。そして、宣伝カーのフロントガラスは襲撃により大きなひびが入り、ナンバープレートやサイドミラーは剥ぎ取られ、備え付けのメガホンは断線され音が出なくなりました。

右翼の襲撃は参加者にも及びました。殴る、蹴る、引き倒すなどの暴力により、6名以上が出血。痣が出来た人、前歯の欠けた人も居ました。とりわけ、女性や体の小さな参加者への暴力が目立ちました。また、口にも出したいくない、聞くに堪えない民族差別的発言も受けました。通常は40分程度のデモコースに対し1時間30分かかりました。

この様な、暴行、傷害、窃盗、器物損壊などの右翼の行為に対し、警察・機動隊はデモ中、容認・放置の態度をとり続けました。それどころか、ゆっくり進まざるを得ないデモ隊に対して、「早く進め」などと言って、押したり引いたりしました。

私たちは、右翼による暴力に加え、警察権力による「暴力の放置」という弾圧を受けたのです。天皇制に反対する意思を街頭で表明するだけで、これらの事が公然と行われたのです。この様な激しい弾圧は、近年まれに見るものでしょう。そこに表現の自由は全くありません。まさに天皇制が持つ暴力が顕わになったのでした。また、これほど激しくは無いにしても、天皇制反対を街頭で訴えると似た様な事がしばしば起るし、この日使用した宣伝カーは特定されて、その後何度も壊されています。一方で私の友人の内、何名かは、公安警察による尾行や嫌がらせも受けてきました。天皇制による暴力は非常にいやらしく、陰湿でもあるのです。

男系男子しか皇位継承を認めず、女性を「子を産む機械」と考え、門地による差別を公然と行う天皇制は、私達の求める社会には全くそぐわない、差別的制度です。それは、この国に広く行き渡り、性差別、民族差別、部落差別、戸籍による差別など、およそ差別と言われるものの大きな原因となっており、私自身もそれらの影響下にありま

す。本来、差別は解消される様、不断の努力がされるべきですが、天皇制に目をつぶってしまうと、上辺だけのものになってしまいます。従って、差別の解消には天皇制の持つ問題性に向き合う事が不可欠ですが、この国では、その存続の為に大量に税金を投入し、権力によりこの国に住む人々に強要する事で、結局は様々な差別をも温存させてしまっています。

また、1945年の敗戦時に天皇の存在を廃止してしまわなかった為に、この国は、それまでの植民地責任と戦争責任を取る事なくきてしまいました。所謂「明治維新」

以降、現在の北海道や沖縄も含めた、アジアへの侵略は全て天皇の名の下に行われています。天皇制はアジア人民に対する、殺戮と蹂躪、差別の歴史に対し、責任があります。日本国憲法では象徴とされましたが、天皇は世襲でありその地位が負い続ける責任からは逃れられません。最低でもおよそ150年間の罪に対して責任がありません。

天皇の地位の存続や天皇制に、多額の税金を使うのは完全に害悪です。即位と大嘗祭に税金を使うのは、憲法上も倫理上も誤りです。

## ●資料

### (京都府は「主基田」なるものに公金を支出するなどの違法行為をしないよう) 要請書

天皇代替わりに伴う違憲行為を監視する有志の会  
2019年7月30日

京都府知事 西脇 隆俊 様

#### 要 請 書

天皇の代替わりに関連して、いわゆる「大嘗祭」などの一連の宗教儀式が行われようとしています。また、即位にかかわる諸儀式の中にも「剣璽等承継の儀」や「即位礼正殿の儀」のように宗教儀式とみなせるもの、国民主権原理にそぐわないものも含まれています。

この中で京都府は、「主基田」なるものに呪術を用いた指定を受け、大嘗祭に直結する同種の宗教儀式に関わらせられる事態が生じていることが、各方面から伝えられています。

私たちは、この事態を大いに憂慮しています。

日本国憲法は、第二十条において、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定しています。この規定は「国」だけではなく地方自治体にも及び規定です。また、第八十九条には「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されています。

京都府は、これら法令を遵守し、府知事をはじめとする府職員（地方公務員）に、これら即位・大嘗祭にかかわる諸儀式に関与させたり、公金を支出するなどの違法行為をしないよう厳重に注意してください。また、国（宮内庁）などから関与の要請があっても、憲法遵守の観点からきっぱりとこれを断るよう行動してください。

菱木 政晴（真宗大谷派僧侶）  
伊藤 公雄（京都大学名誉教授）  
井上 尚美（大谷大学教員）  
川瀬 貴也（京都府立大学教員）  
木戸 衛一（大阪大学教員）  
駒込 武（京都大学教員）  
近藤俊太郎（本願寺史料研究所研究員）  
福島 栄寿（大谷大学教員）  
千葉 宣義（日本基督教団牧師）  
仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）  
蒔田 直子（京都市民）  
南 俊二（京都・市民・オンブズパーソン委員会）  
源 淳子（木津川市民）  
八木 晃介（花園大学教員）

#### 活動日誌（6月 - 8月）

6月20日（木） 弁護団会議  
6月26日（水） 第3回口頭弁論（東京地裁103合法廷）、報告集会（弁護士会館）  
6月28日（金） 東京地裁民事第3部、第二次訴訟差し止め請求部分却下決定  
7月3日（水） 弁護団会議  
7月9日（火） 第一次訴訟差し止め請求部分控訴状提出  
7月16日（火） 第二次訴訟差し止め請求部分上告理由書提出  
7月25日（木） 弁護団会議  
8月9日（金） 弁護団会議  
8月10日（土） 平和の灯をヤスクニの間へキャンダル行動で、事務局の新がアピール  
8月15日（木） 「天皇に平和を語る資格なし」8.15行動で、浅野史生弁護士がアピール  
8月29日（木） 弁護団会議  
ニュース04号発送、第6回事務局会議